3．債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」）の開設者。

支給要件

① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）

② 統合関係医療機関のうち１以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

③ 統合後、統合関係医療機関のうち１以上の医療機関が運営されていること。

④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定方法

承継病院が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。
ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

イメージ

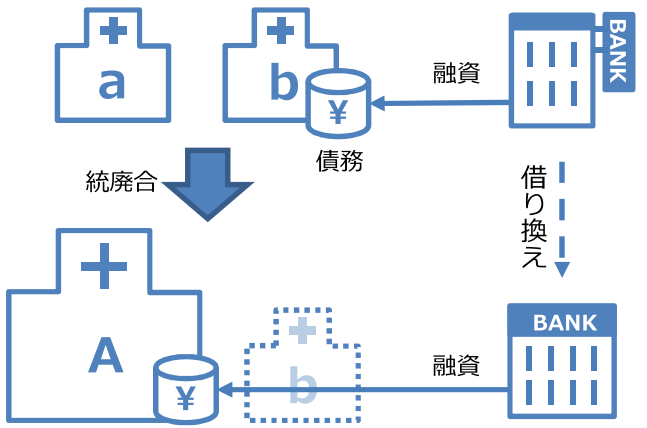

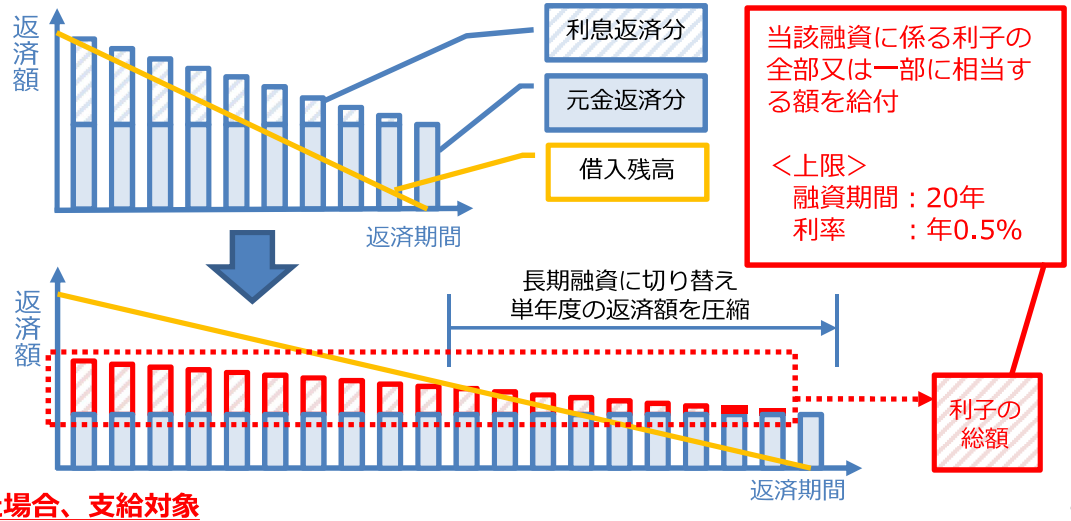

bの債務を統合後のＡが承継し、かつ新たに借り換えた場合、支給対象